


所管部課	市民部 課税課	部長	広沢 光政	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関	納税課		
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市税条例の施行に伴い、市税の賦課、徴収に関して個人番号及び法人番号を取得するための所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>個人番号、法人番号欄を各種様式に追加する。併せて、不要な様式の削除、文言の修正を行う。</p> <p>【改正する様式】</p> <p>① 第3号様式、第7号様式、第7号様式の2、第8号様式、第9号様式、第9号様式の3、第9号様式の4、第25号様式、第25号様式の2、第28号様式、第29号様式、第30号様式、第51号様式の2、第51号様式の3に個人番号、法人番号記入欄を追加する。</p> <p>② 第50号様式、第51号様式、第82号様式、第83号様式、第84号様式、第85号様式、第86号様式を削除する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>個人番号及び法人番号を活用して、市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。